

平成27年11月25日

記者発表

障害者等用駐車区画の適正利用の推進について ～利用証制度が始まります！～

障害者等用駐車区画（車いす使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画）の適正利用については、これまでも啓発に取り組んできましたが、障害者や難病患者等本当に必要な人が利用しやすいよう利用証制度を導入し、同区画の適正利用を推進します。

和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度の概要

障害者や難病患者等移動に配慮を要する方に利用証を交付し、障害者等用駐車区画の利用対象者を明確にすることで、同区画の適正利用の推進を図ります。

○利用者

障害者、難病患者、高齢者、並びに妊産婦、けが人等、移動に配慮を要する方（別表参照）

<利用証>



※利用証を外から分かるようルームミラーに掲示。

※左側の利用証は利用期間が長期となる障害者、難病患者、高齢者等の方に交付。右側の利用証は利用期間が短期間である妊産婦、けが人等に交付。

○対象区画

登録の届出のあった車いす使用者用駐車区画及びゆずりあい駐車区画

- 1 運用開始日 平成28年1月25日
- 2 利用証交付手続 平成27年12月1日から県庁障害福祉課及び各保健所（振興局健康福祉部及び支所）において手続を始めます。
- ＜必要書類＞
- ①交付申請書（ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります）
 - ②確認書類（別表「必要書類等」参照）
- ※代理申請及び郵送による申請もしていただけます。
- 3 その他 この制度は「パーキングパーミット制度」と呼ばれ、32府県で運用されています（平成27年11月現在）。利用者の利便性を高める観点から、相互利用（A県の利用証でB県の駐車区画を利用）することができます。

お問い合わせ先
障害福祉課 計画調整班
赤松、秋月
073-441-2532(内線2532)

別表

区分		交付要件	必要書類等	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓機能障害	4級以上			
	じん臓機能障害	4級以上			
	呼吸器機能障害	4級以上			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上			
	小腸機能障害	4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上				
肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳A1、A2又はA	療育手帳			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病） 受給者 小児慢性特定疾病医療 受給者	特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病） 受給者証 小児慢性特定疾病医療 受給者証			
要介護高齢者	要介護状態区分が要介護1以上	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠後7か月～産後3か月	母子健康手帳	妊娠後7か月～産後3か月		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）	車いす、杖等の使用期間（1年以内）		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		必要な期間（1年以内）		